

平成 24 年 2 月 27 日

看取りを伴う在宅医療の地域ネットワーク作り

最終報告書

千葉大学医学部附属病院
地域医療連携部
藤田伸輔

【これまでの活動】

千葉県庁(14回)、千葉県保健所長会(2回)、千葉県医師会(6回)、千葉県看護協会(2回)と在宅医療推進についての話し合いを計 24 回持った。これらはいずれも経費には計上していないが、勇美記念財団の支援を得て在宅医療のネットワークを作成・推進する事に合意と協力を得た。平成 23 年 8 月 3 日に第 5 回千葉県地域連携の会を千葉大学にて開催し、学外 318 名総数 400 名以上の参加者を得たが、この中で在宅医療についての取り組みを紹介してもらい冊子にして配布し、非常に好評であった。さらに平成 23 年 11 月 23 日に千葉県在宅ネットワーク総会・理事会を開催し、「とっっても在宅な午後」と題してシンポジウムを千葉大学けやき会館で実施した。ネットワーク加盟医療・介護機関は平成 24 年 1 月末で 262 となっている。

千葉県在宅ネットワークについてはホームページ(<http://zaitaku-net.jimdo.com/>)を開設し、在宅ネットワークの資源については県内医療機関で共有し、保健所を通じて市民に情報提供する事、保健所が管轄地域のネットワーク拠点として機能する事、ネットワーク会議を通じて多職種連携を推進する事が合意されたところである。

【今後の予定】

千葉県在宅ネットワークでは設立趣意書に示した目的に従って年 1 回の総会と年 2 回の研究会を行い、千葉県の在宅医療を推進する。平成 24 年 4 月 15 日に平成 24 年度第一回目の研究会を行う予定である。

在宅および在宅看取りを推進するためにネットワーク会員の互助を進める。具体的には千葉県柏市で推進されている主治医・副主治医システムを拡充する。柏の方式は経験・技量の高い在宅医師が副主治医となって主治医をサポートする。千葉県在宅ネットワークではこれに緊急時の代医、多職種を交えたサポートシステムを構築し、在宅にかかわるメンバーが 24 時間対応を容易にする。在宅医療にかかわる事業者は零細なところが大半であるためネットワークによる互助システムが貢献することを期待する。この互助システムには千葉県 IT ネットを活用する方向で調整を進めている。

千葉県在宅ネットワーク

役職	氏名	備考
理事長	藤田 伸輔	千葉大学医学部附属病院 診療教授・地域医療連携部長
副理事長	土橋 正彦	社団法人千葉県医師会 副会長 土橋医院 院長
理事	苛原 実	特定非営利活動法人在宅ケアを支える診療所・市民全国ネットワーク会長 医療法人社団実幸会いらはら診療所 院長
	上野 光一	千葉大学大学院薬学研究院 教授 千葉大学予防医学センター 副センター長
	五味 博子	医療法人社団俊誠会五味クリニック 院長
	権平 くみ子	千葉県訪問看護ステーション連絡協議会 会長 看護協会ちば訪問看護ステーション 管理者
	高橋 眞生	社団法人千葉県薬剤師会 理事・在宅医療委員会委員長 社団法人船橋市薬剤師会 副会長
	高原 正明	社団法人千葉県歯科医師会 専務理事 高原歯科医院 院長
	田中 康之	社団法人千葉県理学療法士会 理事 千葉県千葉リハビリテーションセンター 理学療法士
	牧野 道男	特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会 副理事長
	諏訪 さゆり	千葉大学大学院看護学研究科 教授

【感想】

在宅ネットワークは関係団体の理解を得るのに大変時間がかかった。団体会員への呼びかけを行ってくれたところもあったが、直接依頼しなければならない団体もあり、助成費の多くの部分を通信費に使用しなければならなくなったことは予定外であったが、勇美記念財団の助成によって賄うことができ、感謝している。今後は会費によってネットワークを維持できる見通しであり、在宅医療の発展に貢献したい。

本活動は公益財団法人 在宅医療助成 勇美記念財団の助成による。

千葉県在宅ネットワーク 設立趣意書

私たちは、自分の住み家で自分らしく暮らせることが、人間にとって非常に大切なことであり、在宅医療・介護は、この大切なことを支える素晴らしい仕事であると考えます。

近年、国において在宅療養が政策的に推進され、在宅医療・介護の重要性は喧伝され、国民の関心も急速に高まっています。しかし、これを上回るスピードで、在宅医療・介護を必要とする人々は増加し、提供しなければならないサービスの質も量も急増し続けています。特に、千葉県をはじめとする首都近郊においては、人類史上例を見ない速度で高齢化が進行し、高齢者単独世帯や単身世帯の増加はすでに顕在化しています。

こうした状況にあっても、在宅医療・介護を実行する環境については、依然として厳しい状況が続いています。在宅では、設備のない中で医師は総合診療を求められ、医療・介護職種は限られたスタッフでなんとか24時間対応を実現しています。また、患者や利用者が必要とする、入院中に使用していた医療材料等の入手も困難です。さらに、在宅医療・介護に対する正しい知識については、一般市民はおろか、関係職種にさえ十分に広まっているとは言えない状況です。

このような状況を改善するためには、在宅医療・介護に直接かかわる者だけではなく、急性期病院やかかりつけ医をはじめ、全ての医療関係者や介護・福祉関係者、行政関係者等の多職種が知恵を出し合い、協力し合うことが不可欠です。そこで、在宅医療・介護を取り巻くすべての人々が結集し、在宅医療・介護についての理解を深め、これを推進できる環境を整えるためのネットワークを設立することとしました。私たちは、このネットワークの活動を通じ、千葉県内のどこに暮らす人であっても、質が高く効率的な在宅医療・介護を安心して利用できる環境が確保されることに貢献できるものと確信し、千葉県在宅ネットワークの設立を発起する次第です。

平成23年11月23日

千葉県在宅ネットワーク定款

第1章 総則

第1条 本会は、千葉県在宅ネットワークという。

第2条 本会は、本会の目的に賛同して入会した千葉県内の在宅医療・介護に関係する団体（医療・介護施設等を開設している個人、又は、開設を検討している個人を含む。以下「加盟団体」という。）をもって構成する。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、質が高く効率的な在宅医療・介護を、千葉県内のどこに暮らす人であっても安心して利用できる環境が確保されることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 在宅医療・介護を支援するための仕組みづくり
- (2) 在宅医療・介護を円滑に行うための情報交換・勉強会の開催
- (3) 在宅医療・介護を患者・利用者が選択する際の情報提供の実施
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第3章 機関

第5条 本会の機関は、総会及び理事会とする。

第6条 本会は、1年に1回総会を開催する。

2 総会は、本会の最高議決機関であり、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員を選任
- (4) 定款の改廃
- (5) その他、本会の運営に必要な重要事項

第7条 総会は、加盟団体の選出する代議員及び本会役員をもって構成する。

2 代議員は、加盟団体によって1名ずつ選出される。

第8条 臨時総会は、加盟団体の3分の1以上から要求のあった時もしくは理事会が必要と認めた時、速やかに開催される。

第9条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であって、理事長、副理事長及び理事で構成し、総会の決議に基づいて具体的事項を審議決定し、会務を行う。

第10条 理事会は、必要に応じ委員会、専門部を設けることができる。

第11条 総会及び理事会は理事長が招集し、それぞれの構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。議決は、出席者の過半数をもって決する。

2 前項の規定に関わらず、定款の改廃及び処分に関する事項の議決については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第4章 役員及び事務局

第12条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 副理事長 若干名
- (3) 理事 10 名以内
- (4) 監事 1 名

第13条 役員は、加盟団体の構成員（被雇用者を含む。）及び在宅医療・介護に関し学識経験を有する者から選出する。

第14条 役員の選出は、総会で行う。

第15条 役員の任期は、選出された総会から次年度の当初予算案を審議する総会までとする。ただし、再選を妨げない。

第16条 理事長は、本会を代表して会務を統括する。

第17条 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代行する。

第18条 監事は本会の会計を監査し、総会に報告する。また、監査の結果について、必要な機関に対し意見を述べることができる。

第19条 本会の事務局を、千葉市中央区に置く。

第5章 会計

第20条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第21条 本会の経費は、会費、寄付金などによってまかなう。

第22条 会費を徴収する場合は、加盟団体ごとに徴収し、その金額は総会において定める。

第6章 加盟・退会

第23条 本会への加盟を希望する団体（医療・介護施設等を開設する個人を含む。以下、本条において同じ。）は、所定の手続に基づき申し込みをしなければならない。

2 理事長は、前項の申し込みが次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の議を経て、申し込みを棄却することができる。

(1) 在宅医療・介護の推進に関係していない団体からの申し込み

(2) 暴力団の統制下にある団体や宗教の教義を広めることを主たる目的とする団体、政党等、本会の会員としてふさわしくないと認められる団体からの申し込み

第24条 加盟団体が本会からの退会を希望する場合は、その旨を書面で届け出なければならない。

第25条 理事長は、加盟団体に対して、理由なくして会費を6カ月以上納入しなかった場合や、加盟団体としてふさわしくない重大な非行があった場合には、理事会の議を経て本会を退会させることができる。ただし、次期総会で承認を受けなければならない。

附 則

第1条 この定款は、平成23年11月23日から発効する。

第2条 第20条の規定に関わらず、設立初年度の会計年度は、設立の日から平成24年3月31日までとする。

第3条 本会の事務局は、千葉市中央区亥鼻1-8-1 国立大学法人千葉大学医学部附属

病院地域医療連携部に置く。